

3 健全化判断比率における各指標について

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 一般会計等の実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

秩父市の一般会計の実質収支は10億4,118万3千円の黒字で、赤字は生じていませんので、この比率は算出されませんでした。

一般会計等：一般会計

標準財政規模：一般財源の標準規模を示すもので税と譲与税と普通交付税の合計額（臨時財政対策債発行可能額を含む。）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 全会計（一般会計、公営事業会計）の実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

秩父市すべての会計で赤字や資金不足がないことから、実質収支と資金剰余金の合計は、45億5,137万6千円となり、連結赤字は生じませんでしたので、この比率も算出されませんでした。

連結実質赤字額：全会計の赤字額（資金不足額）から黒字額（資金剰余額）を引いた額

$$\text{実質公債費比率（3年間の平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金等）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※ 一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

平成20年度決算に基づく実質公債費比率は、10.7%で、早期健全化基準（25.0%）のほか地方債の発行が許可制となる18%も下回りました。

地方債の元利償還金等：一般会計の地方債償還だけでなく、一般会計からの繰出金のうち公営企業債の償還に充てたものを含みます。

特定財源：地方債の償還に充当される公営住宅使用料や都市計画税など

基準財政需要額：普通交付税の算出に用いるもので、自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 一般会計等が抱える実質的な負債の残高が、標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）の何年分になるのかを示す指標です。

秩父市の将来負担比率は 106.6%となり、早期健全化基準（350.0%）を大きく下回りました。

将来負担額：一般会計等の地方債現在高、公営企業債の元金償還の財源のうち、一般会計等が負担する見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額等

4 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

資金の不足額：一般会計等の実質赤字額に相当するもの